

## 茅ヶ崎市地域公共交通会議の会議録等の公開について

茅ヶ崎市地域公共交通会議は、地方自治法第138条の4第3号に位置付けられた附属機関であり、市民との市政情報の共有を図るためにも、同会議に関わる資料や会議録等については、原則として公開することとなっています。

つきましては、本会議についても同様に会議で使われた資料や、委員の皆様からいただいた御意見等について、公開しても良いか御意向を伺いたいと存じます。添付いたしました回答書に、御意向の記載をよろしくお願いいたします。